社会福祉法人　奈良市和楽園　行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定します。

1. 計画期間

令和８年８月１日～令和13年７月31日までの５年間

2. 内容

目標１ ： 計画中の男性職員の育児休業取得を１人以上にします。

・令和８年８月～　各職場における休業者の業務カバー体制の検討（代替要員の確保、業務体制の見直し等）・実施

目標２ ： 全職員の所定外労働時間を、１人につき年間300時間未満とします。

・令和８年８月～　現状の職員の超過勤務時間の把握・基準人員に対する職員の充足具合の確認

・令和９年度～　業務効率の改善・所定外労働時間の削減を検討・実施

令和８年７月27日